

〔別紙〕  
様式1

事業報告書  
(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人双飛会なかがわ歯科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1
- (3) 設立認可年月日 平成21年2月12日
- (4) 設立登記年月日 平成21年2月15日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 双飛会	長崎県佐世保市白南風町13番の1	一般病床 0 床
	なかがわ歯科医院		療養病床 0 床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年11月30日    令和 4年度決算の決定

令和 4年 9月30日    令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院  
 所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1

※医療法人整理番号 

--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	68,447	I 流動負債	19,217
II 固定資産	30,128	II 固定負債	75,452
1 有形固定資産	11,076	負債合計	94,669
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	19,052	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	△ 15,350
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	0
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	19,256
		純資産合計	3,906
資産合計	98,575	負債・純資産合計	98,575

様式4-2 (診療所)

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	119,004
2 事業費用	125,702
本来業務事業利益	△ 6,698
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 6,698
II 事業外収益	12,629
III 事業外費用	603
経常利益	5,328
IV 特別利益	125
V 特別損失	170
税引前当期純利益	5,283
法人税等	71
当期純利益	5,212

様式 2

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1

財 産 目 録

(令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	98,575 千円
2. 負 債 額	94,669 千円
3. 純 資 産 額	3,906 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,447
B 固 定 資 産	30,128
C 資 産 合 計 (A+B)	98,575
D 負 債 合 計	94,669
E 純 資 産 (C-D)	3,906

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

## 監事監査報告書

医療法人双飛会なかがわ歯科医院

理事長 中川 知之 殿

私は、医療法人双飛会なかがわ歯科医院の第14期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月15日

医療法人双飛会なかがわ歯科医院

監事 小西 晶子